重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の『「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」』（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60及び注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～42年
構築物	２～27年
機械装置	２～13年
工具器具備品	２～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

４．たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法を採用しております。

５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

６．リース取引の処理方法

ファイナンス・リースにより使用しているリース資産は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。また、減価償却については、償却期間をリース期間に合わせて行っております。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

重要な会計方針の変更

該当する事項はありません。

注記事項

Ⅰ．金融商品の時価等

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金及び公共債等に限定しております。

投資有価証券は保有しておりません。

リース債務は、ＰＩＯ－ＮＥＴシステム関係機器等に係るものであり、償還期間は、最長で平成32年９月末迄であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	381,638	381,638	－
⑵売掛金	30,986	30,986	－
⑶その他の未収入金	8	8	－
⑷未払金	(233,079)	(233,079)	(－)
⑸未払消費税等	(1,332)	(1,332)	(－)
⑹預り金	(17,308)	(17,308)	(－)
⑺短期リース債務及び長期リース債務	(658,729)	(658,729)	(0)

㈱１．負債に計上されているものは、（　）で示しております。

２．単位未満は、切り捨てております。

㈱　金融商品の時価の算定方法

⑴現金及び預金、⑵売掛金、⑶その他の未収入金、⑷未払金、⑸未払消費税等、⑹預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑺短期リース債務及び長期リース債務

これらの時価について、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価額により算定しております。

重要な債務負担行為

翌年度以降に支払を予定している重要な債務負担行為額は、以下の通りです。

ホームページシステムの更新　21,602,527円

重要な後発事象

該当する事項はありません。

その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）の「各法人等について講ずべき措置」として以下のとおり決定されました。

○中期目標管理型の法人とする。

○相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得る。

○東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する。

このうち、法人類型につきましては、「独立行政法人国民生活センター法」（平成14年12月４日法律第123号）改正により、平成27年４月より「中期目標管理法人」へ移行しました。また、相模原研修施設の利用につきましては、消費者庁主催の有識者による「相模原事務所研修施設の活用に関する懇談会」における検討結果等を踏まえ、平成27年５月から再開しました。